

市長記者会見資料（要旨）

1 あいさつ

提案議案	合計	24件
条例案		8件（制定1件、一部改正7件）
決算認定		13件（一般会計1件、特別会計7件、企業会計5件）
予算案		2件（一般会計2件）
事件決議案		1件

2 条例案について

（1）上田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、新たに会計年度任用職員制度が導入されることから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものです。

（2）上田市職員の給与に関する条例及び上田市職員の退職手当に関する条例中一部改正について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「地方公務員法」における成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、関係条例における成年被後見人等に係る規定を削除するため、所要の改正を行うものです。

（3）上田市印鑑登録及び証明に関する条例中一部改正について

「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正されたことに伴い、旧氏による印鑑登録を可能とする規定の改正及び現状の事務処理との調整を図るため、所要の改定を行うものです。

（4）上田市災害弔慰金の支給等に関する条例中一部改正について

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の改正に伴い、償還金の支払猶予等に係る引用規程を整理するための改正及び災害援護資金の貸付けについて、所要の改正を行うものです。

(5) 上田市保育所条例等中一部改正等について

「子ども・子育て支援法」の改正に伴い、令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に係る条例の改正及び廃止を行うとともに、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に係る、所要の改正を行うものです。

(6) 上田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例中一部改正について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「地方公務員法」における成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、消防団員の欠格事由における成年被後見人等に係る規定を削除するため、所要の改正を行うものです。

(7) 上田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中一部改正について

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるための改正及び「地方公務員法」における成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴う、所要の改正を行うものです。

(8) 上田市水道条例中一部改正について

「水道法」の改正により、指定給水装置工事事業者の更新手続き等に係る、所要の改正を行うものです。

3 決算・予算について

(1) 平成30年度決算概要について

ア 一般会計

○ 歳入決算額	685億0,629万円余（前年度比較1.7%増）
○ 歳出決算額	661億4,163万円余（同1.3%増）
○ 実質収支	21億8,159万円余

イ 特別会計

7会計 全体

○ 歳入総額	338億6,910万円余
○ 歳出総額	330億9,995万円余
○ 差し引き	7億6,915万円余

ウ 財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による健全化判断比率（速報値）

・実質公債費比率

5.4%（前年度比較0.1ポイント増）

・将来負担比率

26.7%（前年度比較9.1ポイント減）

実質公債費比率、将来負担比率、ともに早期健全化基準を下回っています。

・実質赤字比率、連結実質赤字比率

該当ありません。

○ 公営企業の健全化を判断する資金不足比率

全ての会計で該当ありません。

(2) 9月補正予算の概要について

ア 予算規模等について

① 一般会計（2つの補正予算案を提案）

第2号補正

「幼児教育・保育の無償化」に係る関係経費の計上を行うもので、早期に議決を得るため通常の補正予算とは別に編成

予算規模 2億798万円余

第3号補正

6月補正予算編成以降に必要な生じた諸事業についての関係経費の計上

予算規模 7億1,471万円余

今回の2つの補正予算により、一般会計の予算規模は692億4,104万円余となりました。

これは、前年度同時期の予算額と比較して4.0%の増となっています。

（前年度同期の予算額 665億5,796万円余）

② 特別会計、企業会計

特別会計及び企業会計は、補正はありません。

イ 補正予算の特徴について

第2号補正

① 幼児教育・保育無償化事業に係る経費の計上

保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、市の確認を受けた幼稚園、認可外保育施設等の利用者負担額を上限額の範囲内で無償化します。

対象者は、3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子ども、または、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもで、施設の種類により、保育の必要性の認定が必要になる場合もあります。

以上の幼児教育・保育の無償化に係る経費を計上しました。

第3号補正

② 丸子地域自治センター整備事業関係経費の計上

丸子地域自治センター南棟の耐震化・大規模改修のための本体工事費等に係る経費を計上しました。

③ 障がい者支援施設整備事業補助金の計上

障がい者の福祉を向上するため、社会福祉法人等が行う支援施設等の整備に係る経費に対する補助金を計上しました。

④ 道路・河川関係経費の計上

市民生活に密着した、生活関連道路等の整備事業に係る経費を追加計上しました。

4 事件決議案について

(1) 上田市新本庁舎建設工事請負変更契約の締結について

既存庁舎の解体工事におけるアスベスト建材の除去等による工事費の増額に係る請負変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。